

BOATRACE 尼崎 SNS 運用業務  
公募型プロポーザル募集要領

---

令和8年6月  
尼崎市公営企業局ボートレース事業部  
伊丹市ボートレース事業局

## 募集要領

### 1 事業名

BOATRACE 尼崎 SNS 運用業務

### 2 契約期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※ 契約初年度は上記に定める期間とするが、尼崎市及び伊丹市が業務実績を良好と判断した場合は、令和 10 年度末（令和 11 年 3 月 31 日）までを限度に、年度ごとに契約を締結できるものとする。ただし、令和 9 年度及び令和 10 年度は、現時点で予算の措置がされていないことから、今後、議会において予算が承認され、かつ、承認された予算の範囲内で契約することとなるので留意すること。

※ 令和 8 年 8 月から 9 月 29 日までは業務準備期間とし、実務運用は令和 8 年 9 月 30 日から開始するものとする。

### 3 業務概要

本業務は、BOATRACE 尼崎 公式 SNS の的確かつ即時性をもった情報発信を通じて、レース、ボートレーサーへの興味関心喚起・ネット投票売上向上・来場促進・イベント認知向上 等を図ることを目的とする。

### 4 企画提案上限額

13,000,000 円（消費税込み）

※見積書は開催グレード毎に内訳を計上すること。詳細は仕様書を参照すること。

※各市の提案上限額は尼崎市 9,000,000 円（消費税込み）・伊丹市 4,000,000 円（消費税込み）とする。参加表明後に提供する令和 8 年度開催日程表で各市主催レースを確認し、各市主催レースの合算した金額が当該金額を超えることがないよう留意すること。

※上記金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

※令和 9 年度・令和 10 年度の見積書も併せて、提出すること。

### 5 事業者の募集について

事業者は、「6 参加資格条件」の条件を満たすこと。事業者を対象とした公募・選考により決定する。

募集は、尼崎市及び伊丹市の公式ホームページに掲載することにより公告する。

なお、当該募集要領のほか、以下の書類を両市の公式ホームページに掲載する。

- ・BOATRACE 尼崎 SNS 運用業務に係るプロポーザル応募用紙
- ・応募辞退届
- ・質問書
- ・仕様書 ※契約候補者決定後、協議により仕様内容が変更となる場合あり

## 6 参加資格条件

以下に示す(1)から(6)の条件を全て満たす事業者とし、これらを満たさない事業者の応募は受け付けない。

なお、受付後に当該事実が判明した場合においては、企画提案内容に関わらず選外とし、それが契約後に判明した場合においては、その段階で契約を取り消し、それまでの業務に要した一切の費用は負担しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 尼崎市及び伊丹市から入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号または伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号または伊丹市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団条例第2条第4号または伊丹市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。  
なお、応募事業者が暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、警察署長へ意見を聴くことに同意すること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き中の事業者でないこと。
- (5) 本業務を一括再委託しない者であること（ただし、業務の一部を委託する場合（単なる紙面等への掲載委託等を除く）についてあらかじめ尼崎市及び伊丹市の承諾を得たときはこの限りではない。）。
- (6) 仕様書及び提出された企画提案書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

## 7 参加手続

選考への参加を希望する事業者は、次のとおり書類の提出等を行うこと。

- (1) 応募時に提出する書類等
  - ア 提出書類  
BOATRACE 尼崎 SNS 運用業務に係るプロポーザル応募用紙
  - イ 提出部数  
1部
  - ウ 提出期限  
令和8年6月16日（火）午後5時30分必着（郵送可）
  - エ 提出先  
尼崎市公営企業局ボートレース事業部開催運営課もしくは伊丹市ボートレース事業局事業課
- (2) 応募後に提出する書類等
  - ア 提出書類
    - (ア) 企画提案書  
ページ数は問わないが、サイズはA4とし、両面コピーを徹底すること。記載内容に

については仕様書を参照のこと。

(イ) 見積書

以下の見積書を提出すること。

- ・令和8年度分（全体）
- ・令和8年度分（尼崎市開催分）
- ・令和8年度分（伊丹市開催分）
- ・令和9年度分（全体）
- ・令和10年度分（全体）

※見積書記載の宛名は「尼崎市公営企業管理者」及び「伊丹市モーターボート競走事業管理者」とする。なお、事業所名及び代表者職名を記載の上押印すること。

また、見積金額は、消費税相当額を含まない金額とし、別途消費税を記載すること。

イ 提出部数

各10部（見積書は1部原本、残りは写しでも可）

ウ 提出期限

令和8年7月9日（木）正午まで（郵送可）

エ 提出先

尼崎市公営企業局ボートレース事業部開催運営課もしくは伊丹市ボートレース事業局事業課

※ 以下の指定アドレスまで、電子メールによる提出も行うこと。

- ・ ama-boat-kaisaiunei@city.amagasaki.hyogo.jp
- ・ b-jigyo@city.itami.lg.jp

(3) その他

ア 選定・非選定にかかわらず、提出された企画提案書等の返却は行わない。

イ 提出された企画提案書等の制作にかかる経費は、全額応募事業者が負担するものとする。

ウ 提出された企画提案書等は尼崎市及び伊丹市情報公開条例等に基づき開示する場合があります。

## 8 質問の受付

(1) 受付期間

令和8年6月16日（火）午後5時30分まで

※上記以降の質問は受け付けない。

(2) 質問方法

「質問書」に質問事項を記入の上、下記「11 問い合わせ先」に記載のメールアドレス（尼崎市・伊丹市の両方）に送信すること。

※電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

※件名は「【質問書】BOATRACE尼崎 SNS運用業務」とすること。

※質疑内容によっては全応募事業者に質疑及び回答を共有する場合があります。

## 9 審査・選定方法について

### (1) 審査・選定方法

審査は、応募資格を全て満たしている事業者の提案資料に基づくプレゼンテーションにより評価し、最も得点の高かった事業者を契約候補者として選定する。プレゼンテーションの日時（令和8年7月14日（火）（予定））は参加事業者に別途通知する。

### (2) 評価基準

以下の評価項目及び視点に基づき総合的に評価する。

評価項目	評価点 (500点満点)	評価の視点
X 運用業務 (仕様書Ⅱ、Ⅱ-1、Ⅱ-6 参照)	120点 (20点×6人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各 SNS 媒体の特色を生かした企画提案となっているか</li> <li>各 SNS 媒体の運用方針、企画提案内容は、最新の SNS トレンド、アルゴリズムを意識したものとなっているか</li> </ul>
Instagram 運用業務 (仕様書Ⅱ、Ⅱ-2、Ⅱ-6 参照)	120点 (20点×6人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>投稿、配信イメージが具体的に明示されているか</li> <li>各 SNS 媒体の独自提案に関する評価</li> </ul>
YouTube 運用業務 (仕様書Ⅱ、Ⅱ-3、Ⅱ-6 参照)	90点 (15点×6人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の実施内容や従来手法に捉われることなく、新たな発想や多角的な視点を取り入れ、表現、構成などの投稿内容を再設計し、運用全体のアップデートを図った企画提案となっているか</li> </ul>
TikTok 運用業務 (仕様書Ⅱ、Ⅱ-4、Ⅱ-6 参照)	60点 (10点×6人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな発想や多角的な視点を取り入れた企画提案となっているか</li> </ul>
総合評価 等	60点 (10点×6人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の実施にあたり、取材の実績、経歴等から十分な経験を有しているか</li> <li>運用体制が企画書内に明確に示され、かつ効率的に構築されているか</li> </ul>
経済性・効率性	50点	<ul style="list-style-type: none"> <li>点数 = <math>50 \text{点} \times \{1 - (\text{提案額} - \text{参加業者中の最低提案額}) \div (\text{提案上限金額} - \text{参加業者中の最低提案額})\}</math></li> <li>※点数の少数点以下は四捨五入とする。</li> </ul>

※評価の結果、応募事業者の得点が同点となった場合は、各評価者から1位と評価された回数が最も多い応募事業者を契約候補者として選定する。

※応募が1者の場合であっても、企画提案書を審査し、その内容が仕様書等を満たしていると認められる場合には、その応募事業者を契約候補者として選定するが、上記「(2) 評

価基準」の評価者全員の総合計点が、5割に満たない場合は選定しない。

(3) 審査結果の通知

選考終了後、応募事業者に通知する。

結果通知予定日：令和8年7月17日（金）

## 10 その他

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権等、一切の権利は尼崎市及び伊丹市に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (3) 企画提案書を採用した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではなく、業者決定後に企画内容についての調整を行うため、最終内容決定後、企画提案上限額の範囲内で見積書を再提出し、契約を締結する。
- (4) 本仕様書記載の委託業務が原因で発生した事故については、受託者が全ての責任を負うものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または計画の変更の必要性もしくは疑義が生じた事項については、その都度尼崎市及び伊丹市と受託者の双方が協議して処理する。
- (6) その他、本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (7) 尼崎市との契約締結に際し、尼崎市公営企業局契約規程の規定により準用する尼崎市契約規則第 31 条により、契約保証金（契約金額の 100 分の 5 以上）の納付すること。ただし、同規則第 32 条各号に該当する場合は契約保証金の納付は免除する。なお、契約保証金については契約期間における業務がすべて完了した際に尼崎市から還付する。
- (8) 伊丹市との契約締結に際し、伊丹市モーターボート競走事業の契約に関する規程により準用する伊丹市契約に関する規則第 24 条により、契約保証金（契約金額の 100 分の 10 以上）の納付すること。ただし、同規則第 25 条各号に該当する場合は契約保証金の納付は免除する。なお、契約保証金については契約期間における業務がすべて完了した際に伊丹市から還付する。

## 11 問い合わせ先

尼崎市公営企業局ボートレース事業部 開催運営課 池田・菅

伊丹市ボートレース事業局 事業課 今中・小寺

電話 06-6419-3181

アドレス：ama-boat-kaisaiunei@city.amagasaki.hyogo.jp

b-jigyo@city.itami.lg.jp

以 上